

令和 6 年 6 月 19 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01463

研究課題名(和文) 文化的多数派による文化防衛の政治理論研究

研究課題名(英文) Cultural defence by the cultural majority

研究代表者

石川 涼子 (Ishikawa, Ryoko)

立命館大学・国際教育推進機構・准教授

研究者番号：20409717

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：文化的多数派が自らの多数派文化に対して持つ権利は自明視されてきた。だが、2015年の欧州難民危機後に顕著になったように、難民や移民の急激な増加により欧州各国で多数派の文化が危機に瀕しているという意識が高まり、文化的少数派がとるような文化防衛のための施策がとられている。こうした多数派の文化防衛がリベラルな諸原理と整合性を持つのかについては、実は明らかではない。そこで本研究は、文化的多数派の文化防衛が正当化される諸条件を明らかにすることを目指した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

まず、文化的多数派の文化防衛が正当化される条件として、それは多数派とは異なるアイデンティティを持つ少数派を尊重する場合にのみ、正当化されうることをカナダの事例を通じて示した。また、文化的多数派の文化的権利を考察する上で、文化集団内の多様性やインターセクショナルリティへの注目も不可欠である。文化的多数派は、しばしば伝統や文化を維持することの重要性を主張するが、これは多数派の特権を維持するための方策ともなりうる。より公正な仕方でも多数派の文化防衛を正当化するためには、文化的多数派に属する女性からの視点も重要となる。

研究成果の概要(英文)：The rights of cultural majorities to their own majority cultures have long been taken for granted. However, as the 2015 European refugee crisis highlighted, the rapid increase in refugees and immigrants has led to a growing perception in European countries that their majority cultures are under threat. This has resulted in the adoption of measures for cultural defense, similar to those taken by cultural minorities. However, it is not clear whether such cultural defense by the majority is compatible with liberal principles. This study therefore aims to elucidate the conditions under which cultural defense by the majority can be justified.

研究分野：現代政治理論

キーワード：文化的権利 多文化主義 カナダ 言語正義

1. 研究開始当初の背景

多文化主義をめぐる政治理論は、1990年代以降、文化的少数派が直面する不正義を指摘し、より公正な権利の正当化・ネーション構築の可能性を考察してきた。現在では、文化的少数派が求める文化的権利が、リベラリズムという前提を踏まえても一定の正当性を持つことは、共通理解となったと言える。

その一方で、文化的多数派が自らの多数派文化に対して持つ権利は自明視されてきた。だが、2015年の欧州難民危機後に顕著になったように、難民や移民の急激な増加により欧州各国で多数派の文化が危機に瀕しているという意識が高まり、文化的少数派がとるような文化防衛のための施策がとられている。例えば日本における教育の英語化反対論はこうした危機意識の発露であるし、欧米諸国がリベラルではないとみなされる文化に属していることを理由に移民・難民の受け入れを拒否することも、文化防衛策の一例と言える。こうした多数派の文化防衛がリベラルな諸原理と整合性を持つのかについては、実は明らかではない。

文化防衛は、文化的少数派が行う場合にはしばしばリベラルな諸原理に反するとして批判されてきた。例えばカナダのケベック州では、州内では文化的多数派だが国内では少数派であるフランス語系文化が、グローバル化する世界においても存続するために、市民にフランス語の習得と使用を義務づけるフランス語憲章が存在する。これに対しては、リベラリズムの前提のひとつである政府の中立に反しており、州政府が特定の文化を市民に押しつけているという批判がある。他方では、西欧諸国がイスラム教徒をはじめとする移民の受け入れを制約しようとする際には、リベラルな民主主義を防衛するために、リベラルではないとみなされる文化に属する人びとの移民を政府が拒否することがある。いずれも多数派の文化防衛を目的としているが、文化の押しつけという批判は、西欧諸国の文化的多数派に対してはあまりなされない。そこで本研究は、文化的多数派の文化防衛が正当化される諸条件を明らかにすることを目指した。

2. 研究の目的

これまで、文化的少数派の権利については数多くの政治理論研究があるが、多数派の権利についてはほとんど研究がなされてこなかった。多数派の権利に注目する研究書としては、Liav Orgad, *The Cultural Defense of Nations: A Liberal Theory of Majority Rights* (2015)があるが、その研究対象はアメリカ、ヨーロッパ、イスラエルであり、また本書の議論の射程も文化防衛を根拠とした移民の制限は正当化しうるかという問いに限定されている。加えてOrgadの研究は文化的少数派と多数派のいずれも文化集団としては同等に扱っているが、果たしてそのように扱うことに問題がないのかについては、丁寧な考察が必用である。そこで本研究では、下記の二つの問いを通じて文化的多数派の文化防衛が正当化されるリベラルな諸条件を明らかにすることを目指した。すなわち、(1) 文化的多数派と少数派の文化的権利は同等に扱えるか、(2) 文化防衛を根拠とする移民の制限が容認できるのであれば、グローバル化が引き起こす文化変容に対する文化防衛も正当化できるか、である。

3. 研究の方法

本研究は、近年の多文化主義や言語正義論をめぐる政治思想研究の文献研究を中心に行なった。まず、先述したOrgad(2015)は文化的少数派も多数派も、いずれも文化集団として同列に扱い、文化的少数派に認められる権利をそのまま多数派に適用しているように見える。このアプローチが適切であるかについて、日本とカナダの事例を用いて考察した。また、日本の教育機関における国際化を題材に、Orgad(2015)が論じる移民が引き起こす文化変容の危機と、教育の英語化というグローバル化が引き起こす文化変容の危機とを比較し、多数派の文化防衛が正当化される諸条件を明らかにすることを試みた。その上で、日本において文化防衛を目的とする政策を実施するならば、どのような施策であればリベラルな諸原理と整合的であるといえるのかを考察した。

4. 研究成果

本研究の成果は次のとおりである。まず、文化的多数派の文化防衛が正当化される条件として、カナダの政治哲学者チャールズ・テイラーの思想を手がかりに考察した(石川 2022)。彼は文化の承認を重視し、政府が文化の存続のための措置を取ることを是認する。だが、それは多数派とは異なるアイデンティティを持つ少数派を尊重する場合にのみ、正当化される。

次に、文化的多数派の文化的権利を考察する上で、文化集団内の多様性やインターセクショナルリティへの注目も不可欠である。文化的多数派は、しばしば伝統や文化を維持することの重要性を主張するが、これは多数派の特権を維持するための方策ともなりうる。このような事態を回避しつつ、より公正な仕方で多数派の文化防衛を正当化するために、文化的多数派に属する女性からの視点も不可欠である。

さらに、本研究助成を受けて、国内・国外の研究者とのネットワークを広げることができた。国内では2023年3月に移民の政治理論研究会を一般公開で実施し、移民をめぐる日本の議論に

ついでの研究報告を通じて、政治理論の応用研究の可能性を探ることができた。また本研究の助成期間にヨーロッパやアジアで開催された国際会議で報告する機会を得て、多くの研究者から本研究へのフィードバックを受けることができ、多数派による文化防衛の権利を考える際に、日本が重要な事例となりうることを確認できた。加えて、2022年に韓国で開催されたフェミニズムの国際学会での報告では、多数派の言語的権利を考える際にフェミニズムの観点が重要であることも確認できた。以上の知見を踏まえて、今後はフェミニズムの観点からの言語正義論の研究を進めたい。

最後に、本研究の最終成果をまとめた論文の刊行に、研究期間内に至らなかった。そのため、可及的速やかに出版を目指す。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 石川 涼子	4. 巻 1173
2. 論文標題 文化的多数派による文化防衛の正当性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 思想	6. 最初と最後の頁 49-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 Ryoko ISHIKAWA
2. 発表標題 Resisting the global English dominance: linguistic justice and women in Japan
3. 学会等名 International Feminist Journal of Politics - Asian Center for Women's Studies, Ewha Womans University Hybrid Conference (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Ryoko ISHIKAWA
2. 発表標題 Cultural Defence of the Entitled Majority? Linguistic Justice and Nationalist Anti-Anglicization Debate in Japan
3. 学会等名 IPSA (International Political Science Association) 26th World Congress of Political Science (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Ryoko ISHIKAWA
2. 発表標題 A Liberal Multicultural Alternative to Anglicisation: Examining Claims for Cultural Rights of the Majority in Japan
3. 学会等名 LA CITOYENNETE MULTICULTURELLE, 25 ANS APRES/Multicultural Citizenship, 25 years later (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Ryoko ISHIKAWA
2. 発表標題 A majority right to limit English?: Liberal and democratic justifications for majority language rights in Japan
3. 学会等名 WZB Berlin Social Science Center 7th Annual Conference on Migration and Diversity: Majority and Minority Rights (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ryoko ISHIKAWA
2. 発表標題 Cultural rights of the majority
3. 学会等名 MANCEPT workshops 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------